

緊急経済対策資金
(外的変化対応資金)

最近の経済的環境の変化により、一時的に売上の減少等業況悪化をきたしている県内中小企業の方を対象に、経営安定と企業体質の改善を図るための制度として「緊急経済対策資金」を設けておりますので、ご利用ください。

<外的変化対応資金>

- 対象者 県内に事業所を有する中小企業者で、次に掲げる要件のいずれかに該当する方
 - ① 最近の経済的環境の変化により、業況が悪化している方で次のいずれかに該当すること。
 - (ア) 最近3ヵ月間又は6ヵ月間の売上高、売上総利益、営業利益のいずれかが過去10年間のうちいずれかの年度の同期に比し3%以上減少し、又は減少する見込みが確実であり、かつ、前年同期に比し減少し、又は減少する見込みが確実であること。
 - (イ) 最近3ヵ月間又は6ヵ月間の営業利益がマイナスになるなど、収益状況及び資金繰りの悪化等が前号に準ずる事態と認められること。
 - ② 親事業者が経営の合理化等を進めること等によって事業活動に影響を受け、業況が悪化している方（売上高等が3%以上減少又は減少する見込み）
 - ③ 為替相場の変動により、事業活動に影響を受けている方（売上高等が3%以上減少又は減少する見込み）
 - ④ 自然災害（冷夏、長雨、台風、地震等）の影響により、事業活動に影響を受けている方（売上高等が3%以上減少又は減少する見込み）
 - ⑤ 原油価格の高騰又は原油価格高騰に伴う資材価格の高騰により、事業活動に影響を受けている方（売上高等が3%以上減少又は減少する見込み）
 - ⑥ 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づく特定中小企業者であると認められた者。（セーフティネット保証5号）
 - ⑦ 中小企業信用保険法第2条第6項の規程に基づく特例中小企業者であると認められた者。（危機関連保証）

■ 融資条件

区 分	対象者①～⑤	対象者⑥、⑦
資 金 使 途	運転資金、設備資金	運転資金、設備資金 ※ それぞれの要件に係る本制度の既存借入金の一本化・借換ができる。
融 資 限 度 額	運転資金 5,000万円 設備資金 7,000万円 運転資金と設備資金を併用する場合は、7,000万円を限度とします。	運転資金 5,000万円 設備資金 5,000万円 運転資金と設備資金を併用する場合は、5,000万円を限度とします。
融 資 期 間	10年以内 (据置期間3年以内を含む。)	10年以内 (据置期間1年以内を含む。)
融 資 利 率	固定 年1.7%以内 変動 年1.5%以内	固定 年1.5%以内
担 保	審査により担保が必要となる場合があります。	審査により担保が必要となる場合があります。

■ 保 証 料 対象者①～⑤ 必ず信用保証協会の保証付きとなります。

年0.35%～1.35% (責任共有制度対象で80%保証)

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証料率	1.35%	1.25%	1.10%	0.95%	0.85%	0.80%	0.70%	0.50%	0.35%

※ ただし、信用保証協会の定めにより、会計参与設置会社については年0.1%、有担保保証(要綱3(3)A①～⑤の場合)は年0.1%それぞれ割引いた料率が適用される。

対象者⑥～⑦ 必ず信用保証協会の保証付きとなります。

融資の対象⑥の場合(セーフティネット保証5号) 年0.65%

融資の対象⑦の場合(危機関連保証) 年0.70%(責任共有対象外)

■ 保 証 人 法人 原則として1名以上、個人 必要により(原則第三者保証人は不要)

■ 取扱期間 令和8年3月31日融資実行分まで

■ 申込み先 県内の金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、商工中金、ふくしま未来農業協同組合、福島さくら農業協同組合、夢みなみ農業協同組合、東西しらかわ農業協同組合及び会津よつば農業協同組合)

※ 融資については、金融機関などの審査により決定されますので、ご了承ください。

<問い合わせ先>

県庁 商工労働部 経営金融課

電話 024-521-7288

FAX 024-521-7931

ホームページ [福島県中小企業制度資金](#) で検索してください。